

## 千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 知事は、私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒に係る入学金の負担の軽減を図るため、千葉県内に私立高等学校を設置している学校法人が行う入学金軽減事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該学校法人に対し補助金を交付する。

### (補助事業等)

第二条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。

### (申請)

第三条 規則第三条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付申請書（別記第一号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第四条 規則第五条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

### (承認申請)

第五条 前条第一号又は第二号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県私立高等学校入学金軽減事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

### (実績報告)

第六条 規則第十二条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して二十日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日後十日のいずれか早い期日までに、千葉県私立高等学校入学金軽減事業実績報告書（別記第三号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (交付の請求)

第七条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付請求書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成二年度分の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則（平成六年六月三日告示第六百八号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成六年度分の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則（平成十四年三月十五日告示第四百四十三号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成十三年度分の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則（平成十九年三月二十三日告示第三百四十三号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成十八年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成二十三年七月八日告示第五百十五号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成二十三年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成二十五年三月二十二日告示第百五十二号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成二十四年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成二十七年三月二十日告示第二百四十五号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成二十六年度分の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、改正前の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年七月十七日告示第三百十二号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立高等学校入学金軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成三十年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第二条）

補助事業	補助額
保護者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、入学金の納入について困難な状態にあると認められる場合において、私立高等学校を設置する学校法人が当該保護者等に対し入学金を軽減する事業 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条に規定する被保護者 二 <u>道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額）</u> が、知事が別に定める金額未満である者（前号に掲げる者を除く。）	当該私立高等学校の入学金の二分の一に相当する額又は当該学校法人が保護者等に対し軽減した額のいずれか低い額。ただし、生徒一人当たり五万円を限度とする。

備考

- 一 「保護者等」とは、私立高等学校の生徒の保護者又は成年に達した私立高等学校の生徒（通信制の課程に在学する生徒の保護者及び成年に達した通信制の課程に在学する生徒にあつては、県内に住所を有する者に限る。）をいう。
- 二 「道府県民税所得割」とは、補助金の交付の申請をした日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。
- 三 「市町村民税所得割」とは、補助金の交付の申請をした日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。